

# 虐待防止のための指針

訪問介護・居宅介護・重度訪問介護

事業所名：ママメイト佐倉ユーカリが丘

## 1. 本指針作成の要旨

当事業所【ママメイト佐倉ユーカリが丘】における利用者及びその家族への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

## 2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

利用者の虐待の防止、利用者の介護者に対する支援等に関する法律に基づき、いかなる時も利用者及び家族に対して虐待を行ってはならない。

## 3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

| 区分               | 内容と具体例                                                                                                                                                |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待            | 暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。<br>【具体的な例】<br>殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に締め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る など     |
| 性的虐待             | 性的な行為やそれを強要すること。<br>【具体的な例】<br>性交、性的暴力、性的行為を強要、性器や性交、性的雑誌や動画を見るよう強いる、裸の写真やビデオを撮る など                                                                   |
| 心理的虐待            | 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。<br>【具体的な例】<br>「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す、利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、他の利用者と差別的な接し方をする、など |
| 放棄・放任<br>(ネグレクト) | 食事や排泄等の身の世話をしない等により利用者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。<br>【具体的な例】<br>自己決定と言って放置する、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す、汚れていても衣服を取り替えない、職員の不注意により怪我をさせる など           |

|       |                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済的虐待 | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。<br>【具体的な例】<br>利用者及び家族の同意の得ない年金の流用など財産の不当な処分 など |
| その他   | 職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。<br>しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。                                      |

#### 4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

##### ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は下記委員から構成する。

- ・委員長：熊谷 智代
- ・委員：青田 奈津枝、小山松 直子、櫻井 友子

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

##### イ 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待防止研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

##### ウ 虐待防止担当者の設置

当事業所では、虐待の防止の為に担当者を置く。

虐待防止の為に担当者：熊谷 智代

#### 5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

#### 6. 発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待（若しくは虐待と疑われる事案）を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告する。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、千葉県及び虐待を受けた利用者及び家族に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

また、管理者あるいは虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り

難しい理由がある場合は、虐待を発見した従業員が直接所管の市町村の虐待通報窓口に通報することとする。

なお、虐待を発見し管理者等に報告した従業者、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村に通報した従業者に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 佐倉市高齢者福祉課 | TEL：043-484-6138 |
| 佐倉市障害福祉課  | TEL：043-484-6173 |

#### 7. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待が発生した場合、「6. 発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

虐待事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

#### 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう事業所内に掲示する。

9. 利用者またはご家族に対して利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う事とする。

#### 10. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

#### 附則

この指針は、令和6年1月31日より施行する。